

旭川フットサルリーグ運営細則

会場の準備・片付け

- 1) 会場準備は第1試合の両チームより各4名以上の人員で試合開始50分前準備し行うこと。
- 2) 会場後片付けは最終試合の両チームより各4名以上の人員で終了後速やかに行うこと。

ミーティングタイム

- 1) 試合開始30分前にミーティングタイムを設ける。
- 2) 本部役員・主審(連盟審判員)・副審(帯同審判員)・第3審判員・タイムキーパー・両チーム代表者が集合すること。
- 3) チーム代表者はエントリー表・写真付選手証を提出すること。
- 4) エントリー表記載部分に当該試合に出場する選手全員の記載欄及び必要部分をすべて記入すること。
- 5) 本部役員もしくは主審は提出されたエントリー表・写真付選手証を確認の上、試合に関する打ち合わせ等を行うこと。

帯同審判員(当日1名・委員会より各チーム割振)

- 1) 審判員はミーティングタイムまでに本部に集合すること。
- 2) 審判は審判服(ジャージ・パンツ・ソックス)を着用し、用具一式(審判証・ワッペン・ホイッスル)を必ず揃えていること。

第3審判(兼記録員)・タイムキーパー(当日各1名・委員会より各チーム割振り)

- 1) 第3審判・タイムキーパーはミーティングタイムまでに本部に集合すること。
- 2) 第3審判はファールカウント係およびゲーム内容全般の記録と審判補助
- 3) タイムキーパーは掲示板での時間管理(退場時含め)

その他

- 1) 体育館内以外でのアップを禁止する。
- 2) 飲食・喫煙等については各施設が定める規律を守ること。
- 3) 施設損壊等についてはチームまたは個人が負担すること。
- 4) 来場・帰宅の際の事故等については各個人の責任のもと十分に気をつけること。
- 5) 各施設共に十分な駐車スペースが無いものと考え、乗合などで来場すること。
違法駐車・迷惑駐車等は厳禁とする。

旭川フットサルリーグ運営細則別項 1

警告・退場を受けた競技者に対する懲罰処置について

- 1) 警告を2回受けた競技者は次の1試合を自動的に出場停止とする。以後の処置はフットサル連盟規律委員会で処置する。
- 2) 主審・副審より退場を命じられた競技者は次の1試合を自動的に出場停止とする。その後の処置についてはフットサル連盟規律委員会で処置する。
- 3) 警告と退場による自動出場停止を重ねた競技者も上記同様の処置をする。
- 4) 本細則による処分は原則として1大会内で効力を失うものとするが、
- 5) 本大会末に処分が行われた場合に次の大会に持ち込みすることもありえる。その決定はフットサル連盟規律委員会にて裁定する。

試合 ケース	G1	G2	G3	G4	警告累積
1	C1	C2	×		警告数残らない
2		C1 C2(=S)	×		"
3		C1 S	×		警告数残る
4	C1	C2 C3(=S)	×		警告数残る
5	C1	S	×		警告数残る
6	C1	C2 S	×	×	警告数残らない

G = 試合 C = 警告 S = 退場
 C1 = 1回目の警告
 C2(=S) = 競技規則第12条7項による

旭川フットサルリーグ運営細則別項 2

施設内用具等の設置

- 1) 会場準備は委員会より各チームに割振り(第1試合2チーム)され、各4名以上の人員にて行われる。
- 2) 使用機器・用具等は基本的には主催者側が準備したものを使用する。
但し、開催施設にて用意出来る備品等は弊害が無い場合のみ使用することとする。
- 3) ゲームの進行担当にあっているチームの代表3名(副審1名・タイムキーパー1名・第3審判1名)は試合開始の30分前にオフィシャル席に集合しその試合の進行にあたらなければならない。
- 4) 得点板は得点后主審が得点板へ加算することとする。(得点板係をオフィシャルチームより1名)
- 5) コートの広さは縦40m・横20mを基本とし、ハナルティエリア6mの線ともに実線にてテープを引く。
- 6) センターサークル3m、ハナルティースポット6m・第2ハナルティースポット10m、選手交代エリア5m
第2ハナルティースポットより左右5m、コーナーアークより5mにそれぞれ破線にてテープを引く。

